

入札公告

次のとおり競争入札に付します。

平成 30 年 2 月 5 日

日本司法支援センター 理事長 宮 崎 誠

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成 30 年度社会保険手続等業務委託一式
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び調達仕様書のとおり
- (3) 納入期限及び場所 調達仕様書のとおり

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において B、C 又は D の等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 別添調達仕様書 6「応札条件」に記載の各条件を満たしていること。
- (5) 入札説明書に記載の入札参加条件を満たすこと。

3 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：山崎）
電話 050-3381-1573

4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布条件

入札公告日から平成 30 年 2 月 26 日（月）17 時 00 分まで

上記 3 の場所及び当センターホームページ上

上記 2 の競争参加資格を有し、提出期限までに必要書類の提出が可能であること。

5 入札の日時及び場所

日時 平成 30 年 3 月 5 日（月）10 時 30 分

場所 上記 3 の場所（本部 8 階第 2 会議室）

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金の納付は免除する。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 契約書作成の要否

要

9 その他

詳細は、入札説明書による。

平成30年度社会保険手続等業務委託 一式

期 日	業務内容	備考
2月5日 月	入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示 入札説明会は実施しない	
2月13日 火 17:00	質問書提出期限	
2月19日 月 17:00	質問書回答期限	
2月26日 月 17:00	履行確約書等提出期限	
2月28日 水 17:00	入札参加可否通知	
3月5日 月 10:30	入札書締切・開札・落札者決定	本部第2会議室

入札説明書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、本書記載事項、別添契約書（案）及び当方提示事項等を熟知の上、入札すること。

- 1 入札事項 平成30年度社会保険手続等業務委託一式
- 2 仕様 別添調達仕様書のとおり
- 3 入札日時及び場所 平成30年3月5日（月）10時30分
日本司法支援センター本部 第二会議室
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2
ハーモニータワー8階
電話 050-3381-1573
- 4 契約予定日 平成30年3月5日
- 5 業務委託期間 別添仕様書のとおり
- 6 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてB、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。

(4) 別添調達仕様書6「応札条件」に記載の各条件を満たしていること。

(5) 下記7記載の入札参加条件を満たすこと。

7 入札参加条件

入札参加者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、提出期限までに指定の場所に持参（休日を除く毎日、10時00分から17時00分まで）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）により提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、平成30年2月28日（水）17時00分までにFAXにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、入札に参加

すること。

- (1) 履行確約書 1部
- (2) 結果通知書 1部
別添「結果通知書」に会社名、担当者名、FAX番号を記入して提出すること。
- (3) 平成28・29・30年度の一般競争参加資格に係る「資格審査結果通知書の写し」
. 1部
- (4) 本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」 1部
表題は「価格証明書」とし、本件業務に係る経費について、値引きを一切考慮しない定価ベースによる積算内訳（できるだけ詳細に単価、諸経費等の内訳をそれぞれ積算し、本件業務に係る合計額を記載すること。）を記載し、入札者が署名又は押印を行うこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取得していること又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度による認証を受けていることを称する書面の写し 1部
- (6) 特定個人情報を含む個人情報の取扱いに関する内部規程の整備等、個人情報の適正な取扱いのための体制整備がなされていることを称する書面（内部規程等）の写し 1部
- (7) 「暴力団排除に関する誓約書」（別添書式による） 1部

提出期限 平成30年2月26日（月）17時00分

提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：山崎）

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

電話 050-3381-1573

8 入札書は以下に掲げる用紙を使用し、前記3入札日時及び場所において、持参して提出すること。

- (1) 入札実行者が入札者本人（法人の場合は代表者）の場合、「入札書（本人用）」
- (2) 入札実行者が入札者本人（法人の場合は代表者）の代理人の場合、「入札書（代理人用）」

9 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。

10 入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名又は記名押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与され

た委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。

11 入札金額は、業務委託期間の総額について、総価を記載すること（後記 20 参照）。

12 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない入札者による入札
- (2) 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの
- (3) 入札金額、数量、単価が訂正されているもの
- (4) 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの
- (5) 入札書に入札実行者の署名又は記名押印のないもの
- (6) 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合
- (7) その他入札に関する条件に違反したもの

13 一旦提出した入札書の差し替え、記載事項の変更及び取消しは一切認めない。

なお、提出前に入札書の記載事項（金額、数量、単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分に押印をしなければならない。

14 開札は、入札実行者の面前で行う。

15 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。

- (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- (2) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者

16 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。

17 有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

18 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。

なお、開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。

19 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。

20 落札後、契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- 21 本件入札については、入札保証金及び契約保証金の納付を免除する。
- 22 本件入札等に関する質問については、軽微な質問に関しては後記 23 の担当者において電話等で受け付けるが、例えば入札価格の積算に影響するような重要な質問については、後記質問書提出期限までに担当者宛てに質問書（別添「仕様書に関する質問について」と題する書面参照。）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない。）。

質問書提出期限 平成 30 年 2 月 13 日（火）17 時 00 分

提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：山崎）

質問書回答期限 平成 30 年 2 月 19 日（月）17 時 00 分

- 23 本件入札に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：山崎）

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階

電話番号 050-3381-1573

E-mail zaimukaikei@houterasu.or.jp

平成 30 年度社会保険手続等業務委託一式 調達仕様書

1 業務委託の概要

平成 18 年 4 月 10 日に設立した日本司法支援センター（以下「当センター」という。）は、総合法律支援業務を円滑に行うために設立された公益法人であって、総合法律支援法 30 条に定める当センターの業務が、情報提供、民事法律扶助等、多岐にわたっていることから、職員の雇用形態や勤務実態も複雑なものとなっている上、現在の当センター職員の出身母体も国、地方公共団体、弁護士会、法律扶助協会等と様々であり、労働基準法及びその関連法規並びに国家公務員法及び人事院規則など多くの基本法令に精通していなければならないことから、人事・給与制度、労働法令に基づく職員の社会保険等に関する業務等を適正かつ遺漏なく実施するため、上記各法令等の専門的知識や経験を有する社会保険労務士に、上記の各種業務を委託するものである。

2 業務委託内容の概要

(1) 社会保険手続代行業務

ア 社会保険業務

(ア) 労働及び社会保険に関する法令に基づき、事業主が行政機関等（年金事務所、公共職業安定所、労働基準監督署）に提出する書類の作成、提出

(イ) 上記業務（書類の作成、相談業務）に関し、必要な職員データの管理業務、社会保険に関するマスターの管理業務

(ウ) 遂行手順

書類作成後に事業主捺印の上（公印貸与は不可）、行政機関等へ提出するものとし、書類の授受は、訪問、簡易書留郵便とする（ただし、電子申請により提出することも可とする）。マイナンバーが付された書類については簡易書留郵便又はレターパックプラスとする。

(エ) 取扱人数

平成 30 年 1 月現在 被保険者数約 1,300 名

(オ) 具体的業務

下記の人数は実績から割り出した参考人数であり、変動があった場合であっても対応することとする。

① 資格取得（年間 300 名程度）

- ・ 資格取得届、健康保険被扶養者届の作成、届出、報告

- ・ 健康保険資格取得証明書の作成
 - ・ 社会保険料通知の作成（事業主用（常勤・非常勤別）、個人通知用）
 - ・ 決定通知書の提供（受託者は当該通知書を受領してから7営業日以内に、当センターに適宜の方法で提供すること。）
- ② 資格喪失（年間230名程度）
- ・ 資格喪失届、離職証明書の作成、届出、報告
 - ・ 健康保険厚生年金保険資格喪失連絡票の作成
 - ・ 返却された健康保険被保険者証の返還、報告
- ③ 氏名変更・住所変更（年間250名程度）
- ・ 氏名変更届、住所変更届の作成、届出、報告
- ④ 健康保険被扶養者関係
- ・ 健康保険被扶養者届の作成、届出、報告
 - ・ 健康保険被扶養者資格取得証明書、資格喪失連絡票の作成
 - ・ 被扶養者調書の確認（毎年150名程度）、届出、報告
- ⑤ 再交付関係（健康保険被保険者証、年金手帳等）
- ・ 再交付申請書の作成、届出、報告
- ⑥ 健康保険給付（療養費、高額療養費、傷病手当金、出産育児一時金等、各々年間で40件程度、出産育児一時金については年間で10件）
- ・ 申請用紙の確認、届出、報告
 - ・ 限度額適用認定証の窓口交付（全国健康保険協会東京支部）
- ⑦ 随時改定：毎月実施・対象候補者（月平均20名程度、ただし、7月は最大で120名程度の実績あり）の給与簿の確認、月額変更届の作成、届出、報告（当センターは毎月末日までに受託者にデータを送信するものとし、受託者は内容を確認のうえ、随時改定対象者等を翌月6日までに当センターに報告すること。対象候補者の送信データの内容は協議の上、決定するものとする）
- ・ 変更社会保険料通知の作成（事業主用（常勤・非常勤別）、個人通知用）
 - ・ 変更通知書の提供（受託者は当該通知書を受領してから7営業日以内に、当センターに適宜の方法で提供すること。）
- ⑧ 算定基礎届：毎年7月
- ・ 全対象者（1,300名程度）の給与簿（データ及び紙媒体）の確認、修正箇所のリスト化、追加事項の記載、届出、報告（当センターは毎年7月末日までに受託者にデータを送信するものとし、受託者は内容を確認

のうえ、定時決定対象者等を毎年8月16日までに当センターに報告すること。対象候補者の送信データの内容は協議の上、決定するものとする。)

- ・ 変更社会保険料通知の作成（事業主用（常勤・非常勤別）、個人通知用）
- ⑨ 賞与支払届：毎年6月、12月、人事院勧告実施時
 - ・ 賞与CDデータ（1回につき1,000名程度）の作成、届出、報告
 - ・ 人事院勧告実施時の遡及額に係る修正届の作成、届出、報告
- ⑩ 社会保険料変更の通知（事業主用（常勤・非常勤別）、個人通知用）
 - ・ 保険料率の変更の通知作成（厚生年金保険料率は毎年）
 - ・ 介護保険該当、非該当の通知作成
- ⑪ 控除社会保険料の点検
 - ・ 毎月の増減内訳書と保険料納入告知額の確認・報告（被保険者毎に増減内訳書の内容を反映し、告知額との齟齬の有無等について確認・報告を行うこと。)
- ⑫ 雇用継続給付
 - ・ 育児、介護休業開始時賃金月額証明書の作成、届出、報告
 - ・ 60歳到達時等賃金月額証明書の作成、届出、報告（平成30年度内に10名程度の該当者が見込まれる）。
 - ・ 給付金の支給申請、報告、次回申請の案内
- ⑬ 育児休業関係
 - ・ 育児休業給付金の請求期間及び保険料免除期間の管理（平成29年12月現在約40名）、申請、報告
 - ・ 育児休業終了時月額変更届、厚生年金養育期間特例申出書の作成、届出、報告
- ⑭ 労災保険給付
 - ・ 労働保険料の集計
 - ・ 請求書の作成、届出、報告（平成24年度7件、平成25年度5件、平成26年度7件、平成27年度3件、平成28年度5件、平成29年12月現在12件）
- ⑮ 労働保険料
 - ・ 労働保険年度更新（常時使用労働者1、700名程度）の申告、報告
- ⑯ 特定求職者雇用開発助成金、障害者助成金
 - ・ 申請内容の確認、申請、報告
- ⑰ 事業所関係・所在地変更届、事業所関係変更届(事業主変更)の作成、届

出、報告

・ 労働保険成立届、継続一括申請書、非該当承認申請書、適用事業報告の作成、提出、報告（平成 29 年 12 月現在 約 60 箇所）

(カ) 上記(オ)各号中に記載の「申告」「申請」「届出」（以下、「届出等」とする。）について

各号中に個別に定めがある場合を除き、当センターが届出等に必要な情報を提供してから 2 週間以内に行政機関等に提出すること。（ただし、法定期限が上記期間より短い場合はこの限りではない。）

(キ) 上記(オ)各号中に記載の「報告」について

各号中に個別に定めがある場合を除き、行政機関等への届出等を終えたことについて、提出日の翌週末までに当センターに報告すること。

その他、必要に応じ、各法令等に基づき手続を執ることとする。

イ 窓口業務

上記ア(オ)の具体的業務のうち、以下に掲げる業務については、該当職員からの電話対応・書類授受を直接行うこととする。

(ア) 退職者の離職証明書・資格喪失連絡票等の自宅宛送付

(イ) 健康保険の扶養異動（第三号被保険者手続き含む）について、申請者に対するヒアリング（扶養認定の諸条件確認等含む）、必要書類の案内・送付・回収

(ウ) 出産・育児休業に係る給付手続案内等

(エ) 60 歳到達者・高年齢雇用継続に係る給付手続案内等

(オ) 病気休職者等に係る給付手続案内等

(カ) 前各号及びこれに附帯する手続に係る問い合わせ対応及び不備書類連絡

ウ 上記ア及びイに関する相談対応等

当センターの人事・労務担当者等からのメールや電話などによる相談対応等

(2) 就業規則、諸規程に関する質問、相談、届出

国家公務員法及び人事院規則、労働基準法及びその関連法令から制定されている、いわゆる就業規則に関する相談、調査、助言・指導、情報提供、用件整理などの対応、就業規則及び諸規程並びに労使協定のリーガルチェック、変更、届出を行うこと（届出は本社一括）。

(3) その他

労務相談全般

3 業務委託期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間

4 再委託の取り扱い

受託者は、本契約の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。受託者は、本契約の一部を、受託者の責任において第三者に再委託できるものとする。ただし、受託者は当センターに対し、再委託の相手方の名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額を報告し、当センターの承諾を得なければならない。

5 個人情報の保護

受託者は、本業務の性質上、個人情報が本人のプライバシーに係る重要な情報であることを認識し、個人情報を本業務の目的にのみ利用するものとし、その他の目的で利用してはならない。また、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、その他関連法令（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインを含む）等を遵守し、個人情報の保護に万全を期することとする。

6 応札条件（社会保険労務士の体制等）

- (1) 当センターの求めに対し、社会保険労務士が必ず 1 日以内に当センター本部に
来所できる体制が整っていること
- (2) 業務を行う事業場に社会保険労務士が常勤として勤務し、補助者等が事務補助
を行う場合においても、常に、補助者を管理ないし指導できる体制が整っている
こと
- (3) 当センターと同規模の人事・給与制度、労働法令に基づく職員の社会保険等に
関する業務等を扱う法人又は独立行政法人との契約経験があること
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取
得していること、又は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性
評価制度による認証を受けていること。
- (5) 特定個人情報を含む個人情報の取扱いに関する内部規程の整備等、個人情報の
適正な取扱いのための体制整備がなされている者であり、これに関する内部規程
等の写しを 1 部提出できること。

7 守秘義務

受託者は、本委託業務で知り得た内容については、第三者に漏らしてはならない。
これは、受託期間満了後も同様とする。

8 その他留意事項

本仕様書に記載のない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、受託者は当センターと十分協議して決定することとする。

仕様書に関する質問について

質問期限 平成30年2月13日（火）17時00分
質問方法 文書により原則として一問一答式とする（下記参考）。
提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課（担当：山崎）
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話 050-3381-1573 FAX 03-5358-1058
提出方法 メールによる。メールアドレス「zaimukaikei@houterasu.or.jp」）
記

質 問 書

（平成30年度社会保険手続等業務委託一式に関する仕様書等について）

日 付 平成 年 月 日
所在地
会社名
担当者
電 話
F A X
メールアドレス

項番	区 分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書1(1)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

※質問書はエクセル形式で作成・提出のこと。

【参考】

履 行 確 約 書 (例)

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、平成 30 年 2 月 5 日公告の「平成 30 年度社会保険手続等業務委託一式」に係る入札に関して仕様書、契約書案等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

平成 年 月 日

住 所
会社名
代表者

印

会 社 名

担当者氏名 様

(F A X 番号)

(メールアドレス)

日本司法支援センター

結 果 通 知 書

貴社から提出がありました「平成 30 年度社会保険手続等業務委託一式」の入札参加資格に関する審査結果は、以下のとおりです。

合 格

不 合 格

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課 (担当：山崎)
東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
電話 050-3381-1573

入札書

(本人用)

入札物件名 平成30年度社会保険手続等業務委託一式

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

平成 年 月 日

日本司法支援センター一理事長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

印

入札書

(代理人用)

入札物件名 平成30年度社会保険手続等業務委託一式

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

平成 年 月 日

日本司法支援センター一理事長 殿

会社名

代理人住所

代理人氏名

印

委任状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、日本司法支援センターにおける「平成30年度社会保険手続等業務委託一式」に関する入札において、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

平成 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名

印

受任者 住所

氏名

代理人 使用印鑑

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれかにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

契 約 書 (案)

日本司法支援センター（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記のとおり平成30年度社会保険手続等業務委託一式に係る契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、乙が別紙仕様書に基づく業務を行い、甲がその対価を支払うことを目的とする。

（契約期間等）

第2条 契約期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、総額〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含む。）とし、月額〇〇〇〇円（消費税等を含む。）とする。

（検査）

第4条 甲が検査を行う者として定めた者は、乙の業務につき、毎月末に検査をし、検査の結果が不合格である場合には、必要な指示を与えることができる。

（代金の請求等）

第5条 乙は、前条の検査に合格した場合に、第3条に定める契約金額の月額を甲に請求することができる。また、消費税等相当額の算定に関して1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てる。

- 2 甲は、乙の請求を受けたときから30日以内に当該金額を支払わなければならない。
- 3 消費税相当額は本契約の締結時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、税率の改定その他の事由により消費税等相当額の算定方法に変更が生じた場合には、当該消費税等相当額は変更される。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により、第2項に定める期間内に代金を支払わなかったときは、甲は、未払いの代金相当額について、支払が遅れた日数につき年2.7パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

（守秘義務）

第6条 乙は社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第21条、第27条の2に基づき、業務上知り得た事項に関し、本契約終了後も第三者に漏えいしてはならない。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第7条第2項の規定に基づき、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報に関し、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。
- (2) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報を複製しないこと。
- (3) この契約の履行に際し取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失等の事実が判明したときは、速やかに甲に報告するとともに、被害の拡大防止のために必要な措置を講ずること。
- (4) この契約による業務を終了するときは、個人情報の紛失、破壊、改ざん等の防止に必要な合理的な措置を講ずること。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(契約の解除)

第9条 甲又は乙のいずれかが本契約条項に違反し、法令の定める解約事由が生じ、又は本契約を存続するに足る信頼関係を破壊する行為があったときは、その相手方は何ら催告することなく本契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 乙は、甲又は第三者に対して損害を被らせたときは、その損害を賠償する。

ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

- 2 乙が正当な理由なくこの契約を履行しないとき又は履行する見込みがないことによつて契約が解除されたときは、乙は、契約予定額の100分の10の違約金を甲に支払わなければならない。
- 3 乙がこの契約の条項に違反し契約が解除されたことによつて、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解約)

第11条 甲の都合により契約期間の途中において解約する場合には、乙は既に経過した期間、又は既に履行した業務内容に相当する報酬額を甲に請求する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第12条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第13条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（契約締結後に契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人を含む。）について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額（契約締結後に契約金額に変更があつた場合には、変更後の金額）の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の8に相当する額を違約金として甲

が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同条第7項若しくは第8項又は第9項を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。
 - 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しない。
 - 6 本条の規定は、この契約の履行が完了した後においても効力を有する。

（再委託等）

- 第14条 乙は、本件契約の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、本件契約の一部を、乙の責任において第三者に再委託できる。ただし、乙は、甲に対し、再委託の相手方の名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等を報告し、甲の承諾を得なければならない。

（契約外の事項）

- 第15条 この契約書に定めのない事項、契約内容に関する変更事項及び本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議して解決する。

（紛争の解決）

- 第16条 この契約に関し紛争が生じたときは、甲、乙は、その解決に向け、誠意をもって協議する。

（契約保証金）

- 第17条 この契約に関しては、契約保証金の納付を免除する。

本契約の証として本契約書2通を作成し、各当事者が記名押印して、甲及び乙がそれぞれ1通を保持するものとする。

平成30年〇月〇日

甲 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター
理事長 宮崎 誠

乙